

青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第三十号) 新旧対照表【第七条関係】

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項及び第二項、第八条の三第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「<u>保育内容支援</u>」という。）を実施すること。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条に</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項及び第二項、第八条の三第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う</p> <hr/> <p>こと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条に</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十六条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第六項第一号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>一 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</u></p> <p><u>二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者と</u> <u>は、第二十七条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る</u></p>	<p>において同じ。)を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十六条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第四項第一号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第一項第二号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>イ <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>ロ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>二 <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>一 <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第二号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>二 <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第二十七条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模</u></p>

改正後	改正前
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>二 〔略〕</p> <p><b>6</b> 市長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 市長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>二 〔略〕</p> <p><b>7</b> 〔略〕</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第十六条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又は他の施</p>	<p><b>保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</b></p> <p>二 〔略〕</p> <p><b>4</b> 市長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 市長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>二 〔略〕</p> <p><b>5</b> 〔略〕</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第十六条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又は他の施</p>

改正後	改正前
<p>設、市（保健所を含む。）等に属する栄養士<b>又は管理栄養士</b>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<b>又は管理栄養士</b>による必要な配慮が行われること。</p> <p>三～五 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第七条第一項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<b>十五年</b>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>設、市（保健所を含む。）等に属する栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>三～五 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第七条第一項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<b>十年</b>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>